

企画競争説明書

業務名称： コートジボワール国大アビジャン圏都市開発
マスタープラン実施促進プロジェクト

調達管理番号： 20a00831

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」
とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年12月2日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年12月2日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：コートジボワール国大アビジャン圏都市開発マスタープラン実施促進プロジェクト
- (2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - () 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。
 - (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2021年3月 ～ 2024年4月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の12%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の12%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降) : 契約金額の12%を限度とする。
- 4) 第4回(契約締結後37ヶ月以降) : 契約金額の4%を限度とする。

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

【契約第1課 村上幸枝 Murakami.Yukie@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部 都市・地域開発グループ第2チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確

定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

（２）積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第５条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま
す。

１）全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

２）日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（３）利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

（特定の排除者はありません。）

（４）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

６ 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：２０２０年１２月１１日（金） １２時

（２）提出先：上記「４．窓口 【選定手続き窓口】」

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

- (3) 回答方法：2020年12月17日（木）までに当機構ウェブサイト上にて行います。（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2021年1月8日（金）12時

- (2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法（2020年10月26日版）」を参照願います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。

- (3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

- (4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

- (5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

- (6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積書を作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - c) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

d) その他（以下に記載の経費）

COVID-19 影響下において、業務の継続性確保に寄与する工夫（遠隔で従事しうる業務体制、遠隔を補完する現地側サポート体制など）

- ・ 「第3 特記仕様書案 5. 実施方針及び留意事項 (13) COVID-19の影響への対応」参照。

見積書上の費目：一般業務費・再委託費における該当費目

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

- a) ローカルコンサルタント及び通訳備上に係る経費：33,750,000 円

※事務員1名（常時）、通訳・翻訳1名（計200日分、重要な会議時のみ2名）、

ローカルコンサルタント4名（各月半分の稼働）を想定。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) 現地通貨（CFA フラン（XOF）） = 0.18645 円

- b) US\$ 1 = 104.450 円

- c) EUR 1 = 122.633 円

5) その他留意事項

特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

a) 業務主任者／都市計画

b) 公共交通／交通オペレーション

c) 詳細都市計画実施促進／都市開発管理

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 25.3M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されず。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年1月26日（火）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに掲載することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎた申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

- 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法

人等に該当する場合には、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1 1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：都市開発・都市計画に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間(3月末くらいを目途)、現地との人の往来は難しいということもあると考えますので、渡航が4月以降になった場合に事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／都市計画(2号)

➤ 公共交通／交通オペレーション(3号)

➤ 詳細都市計画実施促進／都市開発管理(3号)

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／都市計画）】

- a) 類似業務経験の分野：都市開発に関連する開発計画調査型技術協力、技術協力プロジェクト
- b) 対象国又は同類似地域：コートジボワール国、仏語圏アフリカ地域及び全途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 公共交通／交通オペレーション】

- a) 類似業務経験の分野：都市交通・公共交通に関連する開発計画調査型技術協力、技術協力プロジェクト
 - b) 対象国又は同類似地域：評価せず
 - c) 語学能力：語学評価せず
- 【業務従事者：担当分野 詳細都市計画実施促進／都市開発管理】
- a) 類似業務経験の分野：都市開発マスタープランの実施促進業務、仏語圏における都市詳細計画及び地区別計画の策定業務
 - b) 対象国又は同類似地域：コートジボワール国、仏語圏アフリカ地域及び全途上国
 - c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(26)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／都市計画</u>	(21)	(8)
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	—	(8)
ア) 類似業務の経験	—	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	1
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	(10)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	—	5
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>公共交通／交通オペレーション</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>詳細都市計画実施促進／都市開発管理</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	

エ) その他学位、資格等	3
--------------	---

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：2021年1月14日（木） 16:00～18:30
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施場所：当機構本部（麹町）会議室

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話またはSkypeによる実施とする可能性があります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。

3. 実施方法：

- （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達・派遣業務部契約第一課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

- a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

- b) Skype等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注）当機構在外事務所及び国内機関のJICA-Netの使用は認めません。

第3 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. 業務の背景

コートジボワール国の旧首都アビジャン市は、国全体の1/4に当たる約505万人（国家統計協会、2014年国勢調査より）の人口を抱え、域内生産は国内のフォーマル経済の8割近く（世界銀行、2018年）を占める、同国最大都市かつ産業・経済の中心である。西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）域内最大規模の港湾であるアビジャン自治港を擁し（2018年、バルク貨物取扱量による／アビジャン自治港（PAA）活動報告書より）、国内各都市に繋がる幹線道路・鉄道・空港等の交通網の起点であることに加え、ブルキナファソ等内陸諸国への玄関口、ガーナ・トーゴ・ナイジェリア等沿岸諸国に続くアビジャンーラゴス回廊の一角としても重要な役割を担っている。

アビジャン市では、1928年以降都市の成長に応じた計画策定が数次に亘り行われ、1960-70年代の「象牙の奇跡」と呼ばれる年率8%の急速な経済成長を遂げた時代に多くの道路・鉄道・港湾等のインフラが整備された。しかし1999年から2011年に亘る長年の政治的危機・国内の分断により、計画的なインフラ投資や市街地整備が行われないうまま人口が急増し（1998年：338万人→2014年：505万人、いずれも国勢調査）、市街地の無秩序な拡大や各種インフラの老朽化・サービス低下、容量不足等の課題を抱えている。更に政治的危機の終結後、同国では年率7%近い経済成長、年間約2.5%の人口増加率で復興を遂げつつあり、アビジャン市の人口も2050年には1,071万人へと倍増するとの推計も存在する（Global Cities Institute, 2014）。これらの変化に対応するためには、交通や都市のユーティリティサービス（上下水道、廃棄物収集等）供給の効率性を高め、環境負荷を抑えた都市構造を形成しつつ、急増する人口を収容していく必要がある。

2013年から2015年にかけて、JICAは「大アビジャン圏都市整備計画（Schéma Directeur d'Urbanisme de Grand Abidjan : SDUGA）策定プロジェクト」を実施し、2030年を目標年次とする大アビジャン圏（アビジャン自治区を構成する13コミューン（市）、周辺6コミューン及びその周辺の郡を含む）の都市マスタープラン・都市交通マスタープランの策定を支援した。同マスタープラン（以下、「SDUGA」と表記）は2016年に政府承認を受けた後に政府・援助機関等に広く活用され、提案された都市交通分野の優先案件の多くの実現に繋がっている。

他方SDUGAに沿って都市開発を進めていく上で、複数の課題が顕在化してきている。一点目として、計画全体レベルでの組織横断的な調整メカニズムの不在が挙げられる。SDUGAでは実施に係る中央省庁、州、コミューン等を巻き込んだ計画管理機構の設立が提言されているが、SDUGAの政府承認後4年が経過した現在も実現されていない。このためSDUGAでは土地利用・交通についてはセクター

別の空間計画が検討されたが、更に他の都市インフラセクター（上下水道・廃棄物等）のネットワーク・施設配置計画等との調整も必要とされている。二点目として、SDUGAで提示された都市圏全体の整備方針及び地区別の構想を具体的な地区レベルで実現するために必要な法制度、組織、計画、実施プログラム等が検討・整備されていないことが挙げられる。開発許可の基準となる詳細都市計画（PUd; Plan d'Urbanisme détaillé）の策定については他ドナーによる協力の目処が立っているが、現行では開発許可の権限を建設・住宅・都市計画省（以下、MCLU）が有しているが、今後は持続可能な都市開発管理の観点から、地方自治体との連携、役割分担などを含めた都市開発管理の改善・強化が求められている。また、現在進行中のPUd策定プロセスは行政を中心に進められており、策定された計画の実効性を高めるためには住民を含むステークホルダーとの調整が不可欠である。三点目として、幹線交通網であるMRT（Mass Rapid Transit; 都市鉄道）、BRT（Bus Rapid Transit; バス高速輸送システム）に既に資金支援が決定するなどマスタープラン策定時の想定を上回るスピードで優先案件の実現が進む都市交通セクターにおいて、更なる実施促進のためには交通ネットワーク計画の更新を含めた優先プロジェクトの更新が求められている。また交通インフラの拡充のみならず、複数の公共交通システム間の連携・接続を含めた公共交通ネットワーク全体の利便性向上やサービス改善等の新たなニーズも生じている。

本プロジェクトは、係る状況から、SDUGAに沿った都市開発の実施促進・モニタリング体制の構築、地区レベルの計画策定、都市交通マスタープランの更新について、SDUGA策定を支援したJICAに対しMCLUより要請された協力を実施するものである。2020年8月より詳細計画策定調査を実施し、10月下旬に、プロジェクトの枠組みや実施体制、双方負担事項等に関する基本合意文書であるR/D（Record of Discussions）に署名を行った。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

大アビジャン圏都市開発マスタープラン実施促進プロジェクト

(2) 上位目標

大アビジャン圏において、SDUGAの実施促進・計画管理メカニズムの下でSDUGAに基づく持続可能な都市開発が推進される。

(3) プロジェクト目標

SDUGAの効率的な実施のための能力が強化されると共に、持続可能な都市開発が推進される。

(4) 期待される成果

成果1：SDUGA実施促進・モニタリング委員会の体制が構築され、主要な都市インフラセクター計画との調整・整合性確保が行われる。

成果2：SDUGA実施のための地区レベルでの都市開発管理の実効性が高められる。

成果3：公共交通の利便性及びアクセス向上を目的とした、都市交通計画のレビュー・更新が行われる。

(5) 活動

成果1に係る活動

活動 1-1 : SDUGA 実施促進・モニタリング委員会の体制構築
 活動 1-2 : SDUGA の大アビジャン圏全体での実施プログラム策定支援
 活動 1-3 : SDUGA と他の都市インフラセクター（給水・排水・廃棄物等）計画との土地利用・空間計画面での調整・統合
 活動 1-4 : 社会経済フレームワークの変容・市街地拡大状況に応じた SDUGA の更新

成果 2 に係る活動

活動 2-1 : 策定された PUD の策定プロセス、内容、実施方策のレビュー
 活動 2-2 : PUD の実効性強化のための手法・スキームについての検討・提言

成果 3 に係る活動

活動 3-1 : SDUGA の都市交通計画のレビュー・更新
 活動 3-2 : SDUGA の都市交通分野の優先プロジェクトの更新
 活動 3-3 : 都市交通行政におけるデータ活用に係る能力強化
 活動 3-4 : 公共交通のオペレーション改善に関する活動（暫定）
 各活動の具体的な取り組み内容は「6. 業務の内容」に詳述する。

(6) 対象地域

大アビジャン圏（アビジャン自治区を構成する13のコミューン及び周辺の6コミューン、都市化されていない郡から成るSDUGAの調査対象区域のうち、地理的特性による境界線で囲まれた総面積349,202haの計画対象区域）



図1. 対象地域（点線で囲まれた区域）

出典：JICA調査団（2015）

(7) 実施機関

実施機関：建設・住宅・都市計画省（Ministère de la Construction, du Logement et de l'Urbanisme；以下、MCLU）

協力機関：都市省、アビジャン自治区、運輸省、施設・道路維持管理省、環境省、衛生省、水利省、開発計画省、領土管理・地方分権省
 関係機関：経済・財政省、予算省、その他の関係機関

(8) プロジェクト期間

2021年4月～2024年3月（36カ月）

※本業務の対象期間は上記のプロジェクト期間(R/Dにおいて先方政府と合意した、「最初の専門家の派遣から3年間」に当たる期間)に国内準備約1カ月と、最終成果の取り纏め約1カ月を追加した、2021年3月～2024年4月（38カ月）とする。

(9) 日本側の実施体制

専門家チーム（本契約による）

3. 業務の目的

本プロジェクトに関し、R/Dに基づいて業務を実施する。本契約による業務の実施を通じ、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成することを目指す。

4. 業務の範囲

本業務は、JICAが2020年11月にMCLUと締結したR/Dに基づいて実施される「大アビジャン圏都市開発マスタープラン実施促進プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクト実施体制

想定する実施体制は下記の図2の通り。

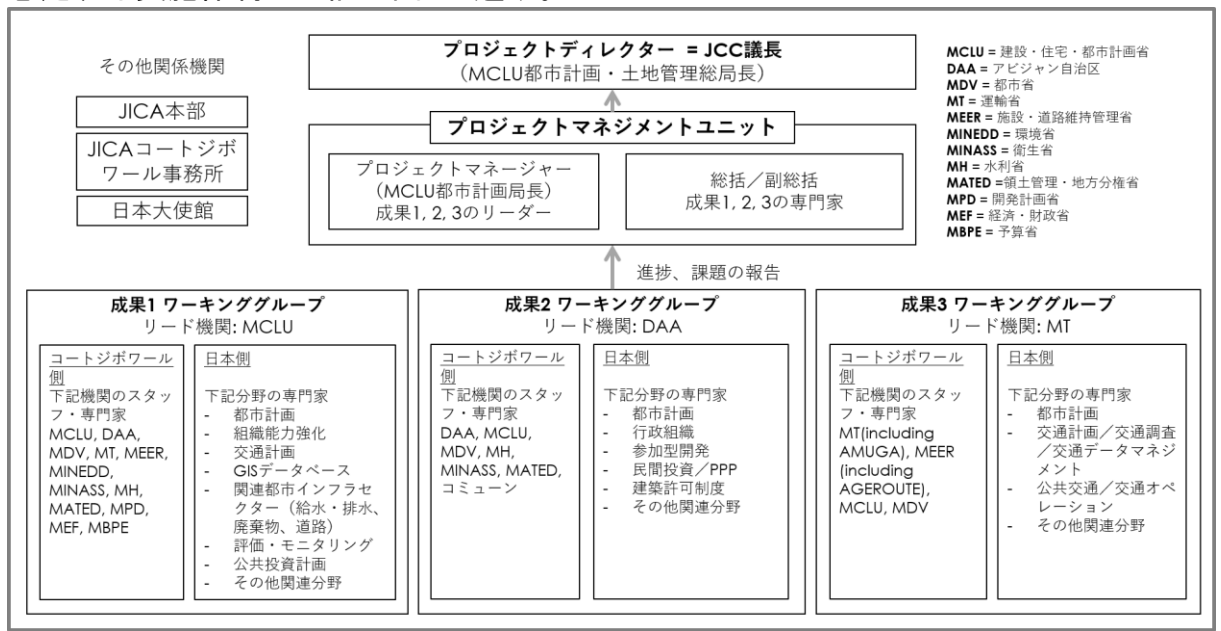


図2. 本プロジェクトの実施体制

- ① 専門家：本契約によるコンサルタントチーム団員を指す。上記は専門分野の例を示したものであり、一名の団員が複数の専門分野を兼ねること、複数の成果のワーキンググループに参加することは可能。業務遂行に必要な体制を検討・提案すること。
- ② プロジェクトディレクター：プロジェクトマネージャー（及び必要に応じてチーフアドバイザー）から報告を受けてプロジェクトを監督し、プロジェクトに関する最終的な意思決定を担う。JCC の議長を担う。本プロジェクトでは MCLU 都市計画・土地管理総局長が担う。
- ③ プロジェクトマネジメントユニット：各成果の取り纏めを担うコートジボワール側のリーダーと日本側の専門家の間で、プロジェクトの進捗や課題について共有し、協議を行う。プロジェクトマネージャーが議長を務める。
- ④ プロジェクトマネージャー：プロジェクトマネジメントユニットの議長として、各成果のリーダー及び専門家チームとコミュニケーションを取り、プロジェクトの日常的なマネジメントを行う。本プロジェクトでは MCLU の都市計画局長が担う。
- ⑤ 上記の体制については次のような意図の下で協議・確認している。先行案件は開発計画調査型技術協力であり、カウンターパート機関（以下、C/P 機関）と専門家が協働するチームは組織されていなかった。一方で技術協力プロジェクトである本プロジェクトでは、C/P 機関の職員と専門家チームの双方がコミットし、対等な立場で協働することが、プロジェクト目標である SDUGA 実施のための C/P 機関の能力強化を図るために不可欠である。このため、C/P 機関の職員と専門家を含めてプロジェクトチームと整理し、実務レベルとマネジメントレベルのそれぞれにおいて協働し、責任を持つ体制とすべく、ワーキンググループやプロジェクトマネジメントユニットを上記の通りに組織している。

(2) C/P 機関のオーナーシップ尊重及び能力強化の方針

- ① 本プロジェクトは、成果物の作成よりも先方政府のマスタープランの実施能力強化に主眼を置く。従って、SDUGA の実施を推進していく上で必要な関係機関の調整・ステークホルダーへの説明や合意形成、アクションの具現化、現状を踏まえた計画の見直し、進捗状況のモニタリング等において、C/P 機関自らが計画・調整機能を果たし、実施促進を行っていくことを目指す。従って業務従事者は、C/P 機関の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。PDM に記載されている項目は、専門家のサポートを得つつ、C/P 機関が主体となって実施すべき事項であることに留意し、C/P 機関のスタッフと日本人専門家との役割分担の検討を行う。なお、C/P 機関にとって、技術協力プロジェクトは馴染みがないことから、上記取り組みにも関わらず本プロジェクトの活動への C/P 機関の理解が得られない、或いは主体的な活動が見られない場合は、対応案を検討し、発注者に報告・相談をすること。C/P 機関のオーナーシップを尊重した結果当初計画どおりに活動が進捗しない場合であっても、C/P の能力強化の一環として必要と判断される場合は、柔軟に活動計画の見直しを行うこととする。

- ② 活動の中には調査実施や計画改訂・更新案の策定など専門家が中心となって作業することが必要なものも含まれる。これらに関しては、政府職員である C/P 機関のスタッフが作業自体を担うことは想定していないが、将来的に発注者としてマネジメントを行うための能力強化を図ることを意識し、各活動プロセスへの C/P の主体的な関与を促す（例：事前及び中間時点で出来形を擦り合わせる）方法を検討する。

(3) コートジボワール国における関連分野の他事業の進捗把握・連携

- ① コートジボワール国では、関連分野において他ドナー支援による事業が複数実施されている。2020 年現在実施中／準備中、あるいは近年実施された事業として、具体的には以下が挙げられる。事業の進捗を適宜把握し、連携すると同時に、新たなプロジェクトについても検討状況を把握する。具体的な連携や役割分担については必要に応じて JICA と協議した上で活動を実施すること。

- 都市交通インフラ整備
 - (ア)MRT 南北線建設（フランス）：2017 年建設工事開始。
 - (イ)BRT 東西線建設（世界銀行）：PMUA プロジェクト（都市交通分野（イ）参照）の一環で実施中。Yopougon- Bingerville 間。
- 都市計画／都市環境分野
 - (ア)PACOGA ; Le Projet d'Appui à la Compétitivité du Grand Abidjan（世界銀行）：4 地区（Unit 3, 4, 5, 7）の詳細都市計画（PUd）策定（実施機関は MCLU）【実施中】
 - (イ)PTUA; Projet de Transport Urbain d'Abidjan（アフリカ開発銀行）：1 地区（Unit 6）の PUd 策定（実施機関は施設・道路維持管理省傘下の道路維持管理公社（AGEROUTE））
 - (ウ)Urban Resilience and Solid Waste Management Project（世界銀行・AFD）：洪水対策（都市部の雨水排水網支援）、廃棄物の中間処理・最終処分施設・中継基地の建設、廃棄物に関する法制度・組織体制・財政の改革、廃棄物管理に係るコミュニティ啓発活動、5 地区（Unit 1, 2, 8, 9, 10）の PUd 策定【実施準備中】
 - (エ)PAQRA ; Programme d'Aménagement de Quartiers Restructurés d'Abidjan (AFD) : Abobo, Yopougon, Koumassi の一部地域を対象としたインフラニーズ・社会セクターニーズの調査。2019 年終了済。
 - (オ)SDAD（フランス開発庁（AFD））：雨水排水に係るマスタープラン策定。2019 年終了済。
- 都市交通分野
 - (ア)PACOGA（世界銀行）：アビジャン都市交通庁（AMUGA）の組織体制整備、AMUGA を含む運輸省・アビジャン自治区を対象とした能力開発（奨学金提供等）【実施中】
 - (イ)PMUA ; Projet de Mobilité Urbaine d'Abidjan（世界銀行）：アビジャン交通公社（SOTRA）の能力強化・サービス改善、MRT・BRT 等の大量輸送機関のフィーダー交通としての公共バスネットワーク再編成、パラランジット事業者の組織能力強化、交通分野における人材育成・職業訓練【実施中】

- ② JICA による支援として、本プロジェクトとは別途関連分野での基礎調査等が予定されている。JICA 社会基盤部及びコートジボワール事務所を通じて、適宜進捗や入手した情報を共有し、連携すること。

(4) 事業のモニタリング

- ① プロジェクト実施にあたっては、定期的に報告・協議すべき共通のモニタリング項目を定めた JICA 指定フォームによる Monitoring sheet を基に日常的な事業モニタリングを行うこととする。具体的な項目としては、活動報告のほか、成果発現状況、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素がある。コンサルタントは、6 か月に一度を目途に C/P 機関と共同で Monitoring Sheet を作成する。詳細については配布資料を参照のこと。
- ② 上記のとおり、本業務従事者が C/P 機関と協同で事業評価の観点に基づくモニタリングと評価五項目の観点を盛り込んだ業務報告を行うこととなる。このため、Project Cycle Management (PCM) の知識があり、かつ事業評価の経験のある団員を含めることが推奨される。

(5) GIS データの活用・取扱い

- ① 先行プロジェクトである「大アビジャン圏都市整備計画策定プロジェクト」において、大アビジャン圏のデジタルベースマップを作成している。同データは MCLU において保管・活用されているため、C/P 機関と共に GIS データの必要な活動を確認の上、ベースマップとしてこれを活用することとする。C/P 機関が別途所持している GIS データについても必要性があると思われるものについては、必要性を C/P 機関と共に確認の上、共有を受けて活用することとする。
- ② プロジェクトを通じて整備した GIS データについては、プロジェクト終了後も関係機関が活用できるように、十分な技術移転を行うと共に、説明書・手順書を添付して引き渡すこと。

(6) 成果 1 に係る留意事項

- ① SDUGA の実施調整メカニズムである実施促進・モニタリング委員会については、日本側からの働きかけの結果、先方政府内で設立準備が進んでおり、参加組織・メンバー及び役割の任命のための合同省令が発出される予定となっている。同委員会を実質的に機能させ、効果的に主要な都市インフラセクター計画との調整や整合性を確保していくためには、C/P と協働して協力機関や関係省庁等を巻き込む継続的な働きかけや調整作業が不可欠である。このため、プロポーザルにおいてこれらを可能とする要員計画（例：主要な団員については一渡航当たりの滞在日数を一定程度、可能な限り長期に確保する、複数団員が交代で渡航し現地でサポート可能な団員をできる限り常に確保する等）、遠隔によるフォロー体制案などの提案を行うこと。併せて、複数の省庁や自治体等から成る調整体の活動や機能をプロジェクト終了後も維持していくことが重要であることから、プロジェクト終了後も委員会の活動や機能を維持していくための工夫についてもプロポーザルにて提案すること。
- ② 活動 1-3 において、SDUGA と他の都市インフラセクター計画との調整・統合を行うこととしているが、計画内容のみならず、対象範囲や目標年次、

計画策定の根拠として用いている社会経済フレームワークについても整合性を確認すること。なお SDUGA の計画対象区域は先述の通り、13 のコミューンで構成されるアビジャン自治区、その周辺に位置する 6 つのコミューン、周辺部の都市化されていない郡から成る 349,202ha であり、正規の行政区域とは一致していない。

(7) 成果 2 に係る留意事項

- ① コートジボワール国の都市計画制度下において、都市圏全体の整備方針である SDUGA に基づき、開発許可・建築許可等の基準となる地区別の計画として詳細都市計画 (PUd ; Plan d'Urbanisme détaillé) を定めることとされている。策定単位としては SDUGA での提案に沿って大アビジャン圏を 10 に分割した Urban Unit* が採用され、Unit 3, 4, 5, 7 は世界銀行の出資により MCLU が発注者となり、Unit 6 はアフリカ開発銀行の出資により AGEROUTE (道路維持管理公社) が発注者となり、コンサルタントへの委託により策定が進められている。2021 年中には策定が完了する見込み。残りの Unit 1, 2, 8, 9, 10 についても、世界銀行が策定への出資を行うプロジェクトを準備中。

*Urban Unit は 1-3 コミューンに対応している。各 Urban Unit と対応するコミューンは下記の通り。

表 1. Urban Unit の構成

Urban Units Spatial Structure	
Abidjan Autonomous District	
Unit 1 - Central Urban Area	Attecoube, Adjame, Plateau
Unit 2 - South East Coast Urban Area	Port Bouet, Grand-Bassam
Unit 3 - Northern Urban Area	Abobo, Anyama
Unit 4 - Eastern Urban Area	Cocody, Bingerville
Unit 5 - Western Urban Area	Songon, Yopougon
Unit 6 - Petit Bassam Urban Area	Marcory, Koumassi, Treichville
Unit 7 - Special Function Area	Abidjan Port (part of Port Bouet, Treichville, Yopougon)
Satellite Cities	
Unit 8 - Northern Greater Abidjan	Azaguie
Unit 9 - Eastern Greater Abidjan	Alepe, Bonoua
Unit 10 - Western Greater Abidjan	Dabou, Jacqueline

出典：JICA 調査団 (2015)

- ② 本プロジェクトでは、策定された PUd の内容を確認の上、PUd の実効性を高めるための手法・スキームについての検討・提言を行うこととしているが、具体的な活動内容については、先行して策定が進められている 5 地区 (Unit 3, 4, 5, 6, 7) の PUd 策定後に策定される PUd の出来具合 (精緻さ、品質等) を踏まえ R/D に記した活動の選択肢を参考にしつつ、PUd 策定後に JCC で協議し、決定する。PUd は地区ごとに独自性のある都市整備を行うための計画であるため、全ての PUd を対象に一元的な制度設計を行うことが難しいと考えられる。また、PUd に基づく公共投資プログラムの策定等は、PUd ごとに検討する必要がある。そのため、共通化が困難な項目については対象とする PUd を 1-2 に絞った上で、その実効性を高めるための手法・スキームの検討・提言を行う。

- ③ PUdの実効性強化のための支援の一環で、手法・スキームの提言を行うのみならず、特定のコミュニティを対象として提案内容をパイロット的に実践し、この成果をフィードバックした上で最終的な教訓・提言をC/P機関と共に取り纏めることが有効と考えられるものについては、積極的に検討する。なおこの場合対象とするコミュニティは1-2程度とし、いずれのコミュニティを対象とするかはC/P機関と共に協議・検討の上で決定する。。この実践活動に係る費用については本契約に含めず、追加で必要な費用が生じた際に契約変更の上、契約に追加することとする。実践活動の内容選定に当たっては、特に検証を通じた検討が必要と考えられる住民参加を含むプロセスについて優先的に検討する。

(8) 成果3に係る留意事項

- ① 成果3の背景として、大アビジャン圏において交通インフラ（特に基幹公共交通）への投資が加速しており計画更新のニーズが存在すること、並びに急速な人口増加に応じて市街地の拡大が進んでおり、効率的な公共投資や社会サービスの提供の持続可能性の観点からも公共交通指向型都市開発（TOD：Transit-Oriented Development）の推進が重要であることが挙げられる。この考え方はSDUGAでの「都市成長の方向性」において既に打ち出されており、先方実施機関もこの重要性について強く認識している。従って、公共交通の利便性やアクセス向上を通じた持続可能な都市構造形成への寄与という観点が成果3（特に活動3-1, 3-2, 3-4）の実施に当たっては求められる。本業務実施に当たっても、交通計画と都市計画の効果的な連携について十分に勘案し、TODやTDM（Transit Demand Management；交通需要マネジメント）等についても意識した上で、事業の優先順位等を検討すること。
- ② 活動3-3に関連し、運輸省が、Transit Labs社及びQUIPUX社と、市内の主要交差点に設置されるセンサーカメラを用いて常時スクリーンラインでのモード別・方向別交通量データの収集・解析を行う事業について10年間のコンセッション契約を締結する予定。2020年内の締結を目標としており、データダッシュボードの運用開始は2021年6月頃開始の見込み。DX推進の観点からも、同事業の進捗やデータの内容を把握の上、活動3-1及び3-2のための交通需要予測等に積極的に活用するとともに、同事業の進捗やデータの内容や取得状況を把握の上、効果的に交通データを活用するためのマネジメントに関して、先方とも協議を行い、活動3-3の具体的な活動を決定する。
- ③ 活動3-4の公共交通のサービス・オペレーションの改善に関して、運輸省との協議の結果、個々の交通事業単体の運営・経営ではなく、マルチモーダルな交通体系全体の機能を高めるための総合的なシステムや施策を”オペレーション”とし、この改善を目指すこととして合意している。この実現のため、全体計画のレベルでは活動3-1【交通計画の更新】において、交通ネットワーク計画のみならず、交通モード間の連携（連続性・互換性）を高めるための施策・政策を含めることとする。加えて活動3-4【交通オペレーション改善のための活動】において、交通結節点（multimodal transit hub）の改善・利便性向上を基本としつつ、非接触性の運賃支払いシステム、相互乗り入れ、乗換案内等の交通サービス改善等の具体的な施策の提言・実践を行うこととする。実践に当たり追加で必要な予算については、

契約変更の上、契約に追加することとする。なお、具体的な施策の提言にあたっては、JICAと相談の上、関心を示す本邦企業との情報交換を行い、本邦企業の進出にも繋がる施策案も含めて検討する。

- ④ 公共交通の定義について、「公共交通の利便性及びアクセス向上」の文脈ではMRTやBRT、バス、水上バスを指すこととするが、交通体系全体及び公共交通を中心としたモビリティの改善を検討する上ではフィーダー交通サービスとしてのGbaka（ミニバンによるミニバス）やWoro Woro（乗合タクシー）も含めた検討を行う。その際に、徒歩・自転車等NMT（非動力機関）のアクセスも勘案する。

(9) コートジボワール国の都市計画制度

コートジボワール国の都市計画制度や計画策定・実施の手法は、フランスの影響を強く受けている。本業務実施にあたっては、フランスの制度体系と日本の制度体系の違いを十分把握し、コートジボワール国の制度を前提とした活動を行うと共に、概念や用語の定義を巡り先方との認識の齟齬が生じないように配慮する。一方で、コートジボワール国において、1962年以來改訂されていない都市計画法の見直しや、地方分権化の動きもあることから、これらの先方意向を適宜把握し、対応すること。

(10) アビジャンの地理的条件及び新規開発の動向への対応

大アビジャン圏はラグーンを中心とした低平地に都市が広がっており、排水不良が生じやすく、市内中心部と周辺エリアの往来交通路がラグーンにより分断されているという地理的な特徴がある。ラグーンには廃棄物の不法投棄も多く、環境悪化が進んでいることも課題として挙げられる。また急激な人口増加により新規に拡大する市街地には、災害リスクの高いエリアが多く含まれていることが予想される。SDUGAの策定過程においてもこれらの観点を踏まえて開発適地や保全区域が検討されているが、本業務において計画の更新や統合・整合性確保を行う際にも留意すること。

また、大アビジャン圏には一定規模のインフォーマル居住地が存在しており、前回調査時からこの分布は拡大していると考えられる。統計資料の分析や市街地分布の把握にあたってはこの点にも十分留意すること。

(11) 紛争予防配慮

コートジボワール国は1999年から2011年まで政治的危機・国内の分断が続き、現在この状況は収束したものの、部族間の対立構造は解消されておらず、国民の和解や再統合が大きな課題となっている。また都市内部での格差も激しく、行政への不満や不信感を抱いている住民も多く存在する。これらの背景に留意の上、計画の策定・更新にあたっては中立性を保ち、特定の社会グループのみに寄与するような計画とならないように努めること。また実施プロセスにおいても、先方政府との合意形成にあたっては、会議の開催前に関係者に事前の根回しを十分に行い、本調査が権限争いや意見の対立を惹起しないよう工夫すること。

(12) 環境社会配慮

- ① 本プロジェクトは現時点で環境社会配慮カテゴリがCとなっているが、開始後の各活動の詳細の確定に伴い、インフラ整備（道路建設など環境影

響を伴うもの、あるいは用地取得や住民移転など社会影響を伴うもの) あるいは環境社会影響を伴う事業を対象とした計画策定を行うことが決定された場合には分類が変更になる可能性がある。カテゴリ分類が B に変更された場合には、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)に基づき、実施機関等による適切な環境社会配慮の確保の支援を行う。具体的には、環境・社会影響も考慮に入れた計画策定を行い、十分なステークホルダー協議を経て事業を実施する必要性が生じる。団員構成や業務実施体制の検討に当たってはこの点を考慮に入れること。また、開始時・開始後にカテゴリ B 相当の対応が必要なことが明らかになった場合には JICA がカテゴリの変更を行うため、速やかに JICA に相談すること。

- ② 具体的には、各活動のサブアクティビティを決定する際には下記の対応を行う。
- 活動2-2や3-4におけるパイロットプロジェクトを選定する際には、環境社会影響を選定基準に含める。選定されたパイロットプロジェクトに対し、簡易な影響評価（IEEレベル）を行い、必要な環境調査の実施を行う。EIA制度上その他、許認可が必要な場合は、取得支援を行う。
 - 計画の改訂・更新（活動1-3, 1-4におけるSDUGAの調整・統合、見直し、活動3-1, 3-4の都市交通計画／優先プロジェクトの更新）の際には、戦略的環境アセスメント（SEA）の考え方に基づき、環境社会影響の推定、代替案の比較検討、対応策の検討を行うと共に、ステークホルダー協議の実施支援を行い、合意形成、円滑な実施を図ることとする。

(1 3) COVID-19 の影響への対応

2020年初頭からの COVID-19 の世界的流行に伴い、出入国の制限や航空便の減少、水際対策措置による自主隔離義務等の影響が生じており、本業務の実施に当たり日本人専門家が現地に渡航してプロジェクト活動を実施していくことは厳しい状況が続くことが見込まれ、プロジェクト開始時期の状況によっては本邦からの遠隔による業務開始の可能性もある。

現時点では 2021 年 4 月より渡航が可能となる想定でプロポーザルを作成することとするが、遠隔での業務体制や現地側サポート体制についても提案すること。ただし、遠隔での業務体制に係る提案はプロポーザルにて評価するものの、必要経費は別見積もりとする。

(1 4) 大統領選挙の影響

コートジボワール国では 2020 年 10 月に大統領選挙が実施された。与党党首であるワタラ大統領の当選について憲法評議会より正式発表がなされ、これに反発する野党系支持者による暴動・住民間対立事案が散発的に生じている。第三次内閣が組閣される場合にも、省庁の主要人員の交代や、省庁や部局の再編が行われる可能性があるため、適宜フォローの上、必要に応じて対応することとする。またこの選挙による治安や政情の悪化については今後も情勢変化の可能性もある。総括を中心に調査団員は日々全体情勢の把握に努め、安全確保に努めるとともに、安全管理についてはコートジボワール事務所の指示に従うこと。

(15) 報告書・提出物の作成

報告書・提出物等の作成にあたっては「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（2020年1月改訂版）を参照することとする。

(16) 通訳及びローカルコンサルタントの配置

本プロジェクト実施に当たっては、必要に応じてローカルコンサルタント及び通訳（英語—仏語または日本語—仏語）の配置を想定している。また、業務を通じて作成される先方政府内で活用するための資料やガイドライン・マニュアル類については、仏語版を作成することを想定している。備上費用については33,750,000円を定額計上すること。COVID-19の影響による渡航制限等を踏まえた遠隔実施体制下において追加で必要な経費については、別見積もりとすること。

6. 業務の内容

全体に係る活動

(1) ワークプラン及び Monitoring Sheet Ver.1 の作成・協議

- ① 要請書や既存関連資料・情報等を整理した上で、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を検討し、ワークプラン（案）を作成する。
- ② 本業務のモニタリングに必要な指標の基準値・目標値の設定に向け、具体的な基準値・目標値（案）及びその測定手法を予備的に検討する。また、ベース欄となるデータの収集方法を検討し、Monitoring Sheet I & II Ver.1（案）を作成する。
- ③ ワークプラン（案）及び Monitoring Sheet I & II Ver.1（案）について JICA 社会基盤部に提出し、JICA 社会基盤部及びコートジボワール事務所との擦り合わせを行う。
- ④ ワークプラン（案）及び Monitoring Sheet I & II Ver.1（案）を仏語訳の上、内容を先方実施機関に説明・協議し、必要に応じて修正を行い、ワークプラン及び Monitoring Sheet I & II Ver.1 として確定する。

(2) 合同調整委員会（JCC）の開催

プロジェクト実施中には、以下を目的として、年1回（計3回）のJCCを開催する。

- ① プロジェクトの年間活動計画の承認
- ② プロジェクトの全体的な進捗のレビュー
- ③ プロジェクトの監督と評価・承認
- ④ プロジェクト実施中に発生した主要課題についての意見交換

(3) モニタリングの実施

本プロジェクト実施にあたっては、定期的に報告・協議すべき共通のモニタリング項目を定めた Monitoring Sheet（JICA 指定様式有。配布資料「技術協力プロジェクトにおける進捗管理」参照）を基に、日常的な事業モニタリングを行うこととする。

具体的な項目としては、活動報告のほか、成果発現状況、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす

外部要素がある。

受注者は、6カ月に1度を目途に、JCC等での議論もふまえながらC/P機関と共同でMonitoring Sheetを作成し、承認を得た上で、JICAコートジボワール事務所に提出すること。詳細については配布資料を参照のこと。

また、モニタリング実施にあたっては、プロジェクト終了時に作成されるプロジェクト事業完了報告書やその後の事後評価も見据えて、必要と判断される場合にはPDMの変更についてJICAに事前に提案・協議を行い、先方実施機関と協議すること。

(4) 事業完了報告書の作成

本プロジェクト終了3カ月前に、先方実施機関と協同で事業完了報告書(案)(仏文・英文)を作成し、JICAコートジボワール事務所に提出する。JICAコートジボワール事務所及び社会基盤部で内容を確認の上、必要な修正を行って報告書を修正し、和文要約版・英文・仏文をJICA本部に提出する。

成果1に係る活動

(1) 活動 1-1 SDUGA 実施促進・モニタリング委員会の体制構築

SDUGAの計画管理機構である実施促進・モニタリング委員会については、SDUGA策定時にSDUGA実施に必要なアクションの一つとして提言されていた。SDUGAの閣議承認(2016年)後も設立は未了であったが、先方政府内で設立準備が進んでおり、メンバー及び役割の任命のための合同省令が発出される予定となっている。この委員会に関し、下記の活動を行う。

- ① 委員会の開催頻度や参加者を確認の上、各機関の実務担当者を特定する。
「5.(1)プロジェクト実施体制」を踏まえ連絡体制や事務局機能等を含めた組織体制について把握し、必要に応じて助言や提言を行う。
- ② 定期的な委員会開催に向けて、委員会の活動計画策定やアジェンダ設定について助言を行い、活動目的の明確化や会議設定・運営のサポートを行う。
- ③ 予算確保や人材育成等、委員会運営に係る課題への対処について適宜把握の上、サポートを行う。

※複数の省庁や自治体等から成る計画管理機構をプロジェクト終了後も維持していくことは持続発展性の観点からも重要であると考えられる。プロジェクト期間終了後も委員会の活動や機能を維持していくための工夫(委員会のあり方、技術移転の方法の両面)をプロポーザルにて提案すること。また、同委員会を実質的に機能させ、効果的に主要な都市インフラセクター計画との調整や整合性を確保していくためには、C/Pと協働して協力機関や関係省庁等を巻き込む継続的な働きかけや調整作業が不可欠であることを踏まえ、これらを可能とする要員計画(例:主要な団員については一渡航当たりの滞在日数を一定程度、可能な限り長期に確保する、複数団員が交代で渡航し現地でサポート可能な団員をできる限り常に確保する等)や遠隔でのフォロー体制についても提案すること。

(2) 活動 1-2 SDUGAの大アビジョン圏全体での実施プログラム策定支援

SDUGAの優先プロジェクトリストはドナー支援等にも広く活用され、実現してきているが、コートジボワール政府による主体的な戦略に基づいて、関係省庁やドナーとの調整を行い、事業実現を推進していくためのプログラ

ムを策定する。SDUGAに記載の事業のみならず、活動1-3において調整・統合を行った他セクターの計画も併せて実施プログラムに組み込む。

- ① SDUGAに加えて対象とすべきセクター計画を確認する。実施プログラム作成に向けて、必要に応じて計画間の調整を行う（活動1-3）。
- ② SDUGA及び関連セクター計画を統合した実施プログラム案の作成を支援する。
- ③ 実施プログラム案の関係機関との調整に当たり、助言を行う。

※活動1-3の内容も踏まえ、市街地の面的拡大のコントロールと、戦略的な基幹交通基盤の整備、都市環境インフラ（上下水道、廃棄物処理施設等）の整備順序、各セクターの現実的な資金調達見込みなどを統合させた実施計画の作成を目標におく。特に各セクターにおけるインフラ整備順序については、十分に協議し調整したうえで、確実な合意を図る。

(3) 活動1-3 SDUGA と他の都市インフラセクター（給水・排水・廃棄物等）の計画との土地利用・空間計画面での調整・統合

SDUGAでは大アビジャン圏の都市マスタープラン（都市圏全体の整備方針、土地利用の方針等）と都市交通マスタープラン（都市交通計画、優先プロジェクト等）が策定されたが、SDUGAに含まれない他の都市インフラセクターとの整合性が十分検討できていない。この調整及び統合に関して、下記の活動を行う。

- ① 各主要都市インフラセクターのマスタープランの対象区域、計画目標年次、計画フレーム、事業計画について、SDUGAとの整合性を確認する。計画フレームは活動1-4で更新された土地需要予測、将来土地利用計画に準拠する。また土地利用・空間計画の面で計画の矛盾（同一の土地に両立し得ない都市施設の整備が計画されている、同一の土地に計画されるべき都市施設の位置が異なっている等）の有無を確認する。
- ② ①に基づき、SDUGA及び他のインフラセクター計画との調整・統合に関し、ドラフト策定を行うと共に、SDUGAと他計画との整合性を持続的に担保するための方法やしきみについて検討・提案を行う。調整・統合に当たっては、他のインフラセクター計画の更新・見直しを行う場合、SDUGAに他のインフラセクター計画の内容を追加で反映あるいはSDUGAを一部修正する場合が考えられる。いずれかを改訂する必要がある場合に委員会を通じた合意形成を継続的に行えるよう、サポートを行う。

(4) 活動1-4 社会経済フレームワークの変容・市街地拡大状況に応じたSDUGAの更新

SDUGAでは策定時に2014年の人口センサスの全ての調査結果が入手できておらず、最新のカルティエ別人口や世帯数等が反映できていない。また国内の政治的混乱から間もない時期にSDUGAの策定は開始されたものの、その後急速な経済成長と大アビジャン圏の人口増加、これに伴う市街地の拡大は続いている。本来マスタープランの見直しの時期には至っていないものの、策定時以降の急激な変化が見込まれることから、計画の前提となる社会経済フレームワークの変化や市街地拡大の状況を把握し、これらの変化が大きい場合には計画内容の一部更新を検討する。具体的に想定する活動は下記の通り。

- ① 最新の人口センサス（2019年）を含む各種統計資料、最新の資料を入手・分析し、カルティエ別の人口や世帯数等のデータをSDUGAに反映する。人口・GDP等の将来予測を大幅に修正する必要がある場合には、SDUGAの社会経済フレームワークの改訂を行う。
- ② 最新の衛星写真等に基づく現況土地利用のアップデートを行う。
※SDUGA策定時にGISデータ及びオルソ画像（補正済みの衛星画像）を作成済みであるが、世界銀行及びアフリカ開発銀行の支援で行われているPUd作成業務において、現況土地利用把握のベースとして使用されている衛星写真等を確認する。十分なアップデートが行われていないと判断された時には、別途、衛星画像を購入して、スプロールの現状と、拡大のトレンドを把握する。
- ③ ①②を通じた SDUGA の更新内容は PUd 作成者にフィードバックし、PUd に最新の計画フレームが反映されるよう連携する。

成果2に係る活動

(1) 活動 2-1 策定された PUd の策定プロセス、内容、実施方策のレビュー

世界銀行・アフリカ開発銀行の支援の下で現在作成中／作成予定のPUdについて、実効性強化に必要な点を把握するとの観点から、以下のレビューを行い、実施上の課題の分析を行う。

- ① PUd の作成方法について、調達方法、調査方法、行政合意の取得方法、住民合意の取得方法の観点からレビューを行う。
- ② 策定された PUd の内容について、基礎資料の精度、マクロ予測の精度、土地利用計画の精度、土地利用計画の強制度、セクター計画の包括度、セクター計画の詳細度、公的プロジェクト設定根拠の観点からレビューを行う。
- ③ PUd の実現方策について、公共投資の優先順位と財政計画、民間活用投資（PPP、PFI）の採用方策、民間投資の規制・誘導策、民間開発行為の許認可体制、建築行為の許認可体制、違反に対するパトロール、罰則適用状況などの観点からレビューを行う。

※各種統計や衛星画像など、計画作成に使用される基礎資料が最新のものであることを確認する。不十分であると判断される場合には、活動 1-4 の成果を共有するなどを行い、計画精度の確保に協力する。

※環境社会配慮に係る規程を確認したうえで、各 Urban Unit での住民参加が規程内容に沿って確実に実施されていることを確認する。

※各 Urban Unit での実施プログラムについて、各セクターの合意・調整状況を確認する。

(2) 活動 2-2 PUd の実効性強化のための手法・スキームについての検討・提言

活動 2-1 で把握した実施上の課題に基づき、PUd の実施を通じて地区レベルでの都市開発管理を行っていく上で必要な手法・スキーム（法制度、組織体制、実施プログラム、ガイドライン・マニュアル等）について検討、提言を行う。必要に応じて実践活動を行い、制度化の検証を行う。具体的な活動については、10 の Urban Unit における PUd の完成後に先方と協議の上決定することとする。「5. 実施方針及び留意事項」にも記載の通り、実践等に当たり追加での活動費用が必要となる場合には契約変更を行い、必要な経費を契約に追加する。想定する活動の柱は下記の通りであるが、①～④の具体的な

活動内容・実施方法についてはプロポーザルにて提案すること。

- ① アビジャン自治区、コミューン等の自治体の役割・関与の在り方の検討
※アビジャン自治区には都市計画を専門とする職員が配置されているが、各コミューンには専門人材がおらず、人員も限られている。現状のキャパシティやコートジボワール国の行政組織体制や地方自治制度を踏まえて提案を行うこと。
- ② 公共投資プログラムの策定
※各 Urban Unit での計画策定体制及び PUd の枠組み内で策定される優先投資計画（PIP；Plan d'Investissement Prioritaire）をベースとしつつ、各インフラの協調的な整備の実現を目指しつつ、中期的な予算要求の基礎となり得るプログラムを策定する。SDUGA の目標年次である 2030 年に向けて、3～5 年ごとの時系列での整備マップとこれに対応した事業計画を取り纏める。
- ③ 民間投資活用・促進のためのスキーム改善
- ④ 土地利用計画に基づく開発の規制・誘導等の法制度・実施体制の強化
※各機関の現状のキャパシティ（人員及び能力・専門性）を踏まえ、現実的な体制を提示する。エンフォースメント体制に関しては住民参加等のあり方も含めて検討すること。

成果3に係る活動

(1) 活動 3-1 SDUGA の都市交通計画のレビュー・更新

業務開始となる 2021 年は SDUGA 策定時の交通調査（2013 年）から 8 年が経過している。全ての交通調査を再度実施すべき年次ではないものの、項目を絞った交通調査を通じて需要予測の更新を行うと共に、交通計画の更新を行う。具体的な活動は下記の通り。

- ① SDUGA 策定以降の交通インフラ整備の進捗状況及び今後の見込みについて把握する。
- ② アクティビティダイアリー調査（ADS）及び公共交通旅客 OD インタビュー調査を実施し、既存の交通データベースの更新を行う。この更新に当たっては活動 3-3 の進捗も踏まえ、新たに収集された交通ビッグデータも積極的に活用すること。
- ③ 活動 1-4 で更新された社会経済フレームワーク、土地利用計画に基づき、交通需要予測のモデルの更新及び将来需要予測を行う。
- ④ ①～③に基づき、交通計画の更新を行う。この際、公共交通機関の整備が進められてきていることから、交通モード間の連携（連続性・互換性）を高めるための施策・政策を含めると共に、SDUGA の交通計画から一段踏み込み、「公共交通の利便性・アクセス向上」に重点を置いた計画とする。

(2) 活動 3-2 SDUGA の都市交通分野の優先プロジェクトの更新

活動 3-1 の交通計画に基づき、優先プロジェクトの更新を行う。具体的な活動は下記の通り。

- ① プロジェクト案について事業計画評価（経済インパクト分析、初期環境調査(IEE)）及び実施体制（事業主体、財源、管理運営を含む）の検討を行う。
ソフト面の施策については、公共交通に重点を置きつつ、多角的な検討を行う。

- ② 経済性・環境社会影響・技術的側面・投資可能性等の観点からの評価に基づき優先プロジェクトの更新を行う。
- ③ 優先プロジェクト案について、先方との擦り合わせ及び実施促進に向けた関係機関の能力強化を行う。また「5. (8) 成果3に係る留意事項」でも記載の通り、具体的な施策の提言にあたっては、JICA と相談の上、関心を示す本邦企業との情報交換を行い、本邦企業の進出にも繋がる施策案も含めて検討する。

(3) 活動 3-3 都市交通行政におけるデータ活用に係る能力強化

「5. 実施方針及び留意事項」に記載の運輸省による交通ビッグデータ収集・モニタリング事業と連携し、下記の活動を行う。具体的な活動内容については、開始後に収集されたデータの内容や実施体制を確認の上で先方と協議し決定する。

- ① 別途検討されている交通ビッグデータ収集・モニタリング事業の動きを踏まえ、既存データとの集約・統合を含めた都市交通データベースの更新、維持管理の仕組みづくりのサポート（マニュアル作成等）を行う。
- ② データ活用のパイロットとして、入手した交通ビッグデータを援用して需要予測の更新、公共交通の運行計画・路線計画、交通政策の策定や更新の支援（活動 3-1, 3-2 及び 3-3 の一環）を実施し、運輸省職員の能力強化を行う。

(4) 活動 3-4 公共交通のオペレーション改善に関する活動（暫定）

活動 3-1 から 3-3 の内容を踏まえ、マルチモーダルな交通体系全体の機能を高めるためのシステム・施策について検討・提言を行う。実施機関・関係機関と協議・調整の上でニーズが高く実現可能なものについては、実践活動を行うことも想定する。実践活動に当たり追加に必要な予算については契約変更の上、契約に追加することとする。具体的な活動案については、下記の三点に沿ってプロポーザルにて提案すること。

- ① 現在整備中の MRT 南北線・BRT 東西線と、既存の公共交通であるバス、水上バス及びミニバス・タクシー等の交通結節点の改善・利便性向上のための取り組み
- ② 公共交通システムにおけるモード間の連続性・互換性を高めるための具体的な交通サービス改善の取り組み
- ③ 公共交通の運行改善に資する交通規制改善や交通需要マネジメントの取り組み

7. 報告書等

(1) 進捗報告にかかる報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

報告書	時期等	言語・部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	和文（電子データ、様式指定なし）
Monitoring Sheet Ver.1	案件着手時（1か月以内）	英文（電子データ、指定フォーマット有）

Monitoring Sheet Ver.2	Ver.1提出の6カ月後	同上
Monitoring Sheet Ver.3	Ver.2提出の6カ月後	同上
Monitoring Sheet Ver.4	Ver.3提出の6カ月後	同上
Monitoring Sheet Ver.5	Ver.4提出の6カ月後	同上
Monitoring Sheet Ver.6	Ver.5提出の6カ月後	同上
Progress Report 1	2022年2月	英文2部（簡易製本） 及び電子データ、様式指定なし
Progress Report 2	2023年2月	英文2部（簡易製本） 及び電子データ、様式指定なし
事業完了報告書	業務終了時	和文3部+CD-R1枚 英文5部（JICA 3部、 先方政府2部）+CD-R2枚 仏文7部（JICA3部、 先方政府4部）+CD-R2枚
業務実施報告書	業務終了時	和文3部（簡易製本） 及び及びCD-R1枚、 様式指定なし
作成図書・資料一式／GIS データ （各種提言書、策定したガイドライン・マニュアル、 法制度ドラフト等）	業務終了時	業務実施報告書に別添

- 注1. 「業務計画書」は、共通仕様書第6条に規定する業務計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。
- 注2. 「Monitoring Sheet “Ver.1”」は、現地での業務を開始する前にドラフトを作成しJICAと共有する。現地業務開始後にカウンターパート機関との協議や現地の状況の把握等を経て必要に応じて加筆・修正し、最終的にカウンターパート機関の合意を得たものを提出することとする。
- 注3. 「Monitoring Sheet」について、カウンターパート機関と共有するのは適切でないが日本側で共有すべきプロジェクト実施上の課題、工夫、教訓等がある場合には、JICAへの提出時に添付する（和文、体裁等は問わない）。
- 注4. 事業完了報告書（C/R）については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書の印刷（簡易製本を含む）、電子化（CD-R）にあたっては、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2020年1月）」を参照する。
- 注5. 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。必要に応じ、図や表を活用すること。報告書等で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。また、英・仏文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、

必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

注6. 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適応年月日及び略語表を目次の次の項に記載すること。

(2) Progress Report

提出時点までのプロジェクトマネジメントユニットでの定例会議及びJCCの議事録を取り纏めた報告書。

(3) 事業完了報告書

案件終了時点までの取組結果をまとめた事業の記録であり、今後の類似案件において活用される教訓を含む報告書である。詳細は下記の通り。

【記載事項】 モニタリングPM Form 4の通り

【提出時期】 業務終了時

(事業完了報告書(案)は案件終了3か月前にJICAに提出。在外事務所及び担当部からのコメントを反映すると共に、JCC等の合同レビューを実施し、その結果を踏まえて報告書(案)を修正・最終化)

【部 数】 和文製本版3部+CD-R1枚、英文製本版5部(JICA3部、先方政府2部)+CD-R1部、仏文製本版7部(JICA3部、先方政府4部)+CD-R2枚

(4) 業務実施報告書

事業完了報告書には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書である。詳細は下記の通り。

【記載事項】

① 活動内容(調査)

- 調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

② 活動内容(技術移転)

- 現地におけるワークショップ・研修等業務実施中に実施した技術移転の活動について記述

③ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓(技術移転の工夫、実施体制等)

④ 提案した計画の具体化に向けての提案

⑤ 添付資料

- 業務フローチャート
- 業務人月表
- 調査用資機材実績(引渡リスト含む)
- 会議議事録等
- 作成図書・資料一式
- 収集資料リスト
- その他調査活動実績

【提出時期】 業務終了時

【部 数】 和文3部(簡易製本)及び電子データ

(5) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 活動に関する写真
- ③ WBS (Work Breakdown Structure)
- ④ 業務フローチャート
- ⑤ 打合簿リスト (当月までの打合簿の提出・押印確認状況の一覧)

(6) 主要な報告書以外の提出物

① 議事録等

カウンターパート機関との調整会議、各報告書説明・協議については、実施後、議事録を策定し、JICA に速やかに提出する。また、JICA及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等についても開催後5営業日程度のうちに議事録を作成しJICAに提出する。

② 収集資料

プロジェクトを通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、JICA 様式による収集資料リストを添付のうえ、JICAに提出する。

③ GIS データー式

プロジェクトを通じて整備した GIS データー式は C/P 機関に引き渡すと共に、プロジェクト終了時に JICA に提出する。(業務実施報告書の CD-R に含める。)

④ デジタル画像集

プロジェクトを通じて記録した写真をデジタル画像集として収録内容し、提出する。内容については、プロジェクトの全体像が把握できるよう、①対象地域の現状や都市課題が把握できるもの、②C/P機関や現地の住民と協働での活動の様子が把握できるものとし、簡単なキャプションをつける。なお、提出にあたっては「デジタル画像記録表」を作成し、画像集に添付する。

- 写真の著作権については JICA に帰属するものとし、広報用素材として JICA の各種媒体への活用が想定している。
- 広報用に一般公開する写真については肖像権に問題がないことが条件となるため、提出に際して、被写体となる人物全員からの撮影・掲載許可の取得状況についても明示すること。(イベントやセミナー等における全体写真のように、大人数を対象に撮影する際には、被写体となる人物に対して、撮影を開始する旨や撮影された写真の使用目的、使用方法及び公表の有無などについて告げるとともに、被写体となることに差し障りがある方には被写体から外れてもらうよう促す。)
- 提出時期：月報提出時(現地での活動があった月のみで可)
- 形式：JPEG ファイル
- 枚数：プロジェクト期間全体を通じ 50 枚程度

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

本業務は、2021年3月の業務開始から2024年4月までの38ヶ月間を複数年度業務実施契約にて実施する。2021年3～4月を目途にMonitoring Sheet Ver.1を提出する。その後、6か月おきにMonitoring Sheetを提出し、2024年4月までに事業完了報告書を提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量

全体で61.5MM（現地52MM+国内9.5MM）を目途とする。

(2) 業務従事者の構成（案）

- 1) 業務主任者／都市計画（2号）
- 2) 都市交通計画／都市交通調査
- 3) 公共交通／交通オペレーション（3号）
- 4) 都市環境インフラ（上下水道・廃棄物）
- 5) 詳細都市計画実施促進／都市開発管理（3号）
- 6) 参加型開発／環境社会配慮
- 7) 組織能力強化／行政組織
- 8) 公共投資計画／民間投資／PPP
- 9) 社会経済フレームワーク
- 10) GISデータベース

なお、業務量の目途と業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、現地のリソースの活用を含めてより適切な提案がある場合、プロポーザルにて理由とともに提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

プロポーザル及び見積書は、COVID-19による渡航可否への影響がない前提で作成することとし、「第2章 業務の目的・内容に関する事項」の「5. 実施方針及び留意事項」に記載の通り、COVID-19影響下において、業務の継続性確保に寄与する工夫（遠隔で従事しうる業務体制、遠隔を補完する現地側サポート体制など）について制限ページ外での積極的な提案を求める。（別見積もりとする。）

3. 参考資料等

(1) 参考資料

下記資料がJICA図書館にて閲覧可能。

- ・ コートジボワール国 大アビジャン圏都市整備計画策定プロジェクトファイナルレポート（和文要約）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000020081.html>
- ・ コートジボワール国 大アビジャン圏都市整備計画策定プロジェクトファイナルレポート（英文）
Vol.1: <https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000020086.html>

Vol.2: <https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000020087.html>

Vol.3: <https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000020088.html>

- ・ コートジボワール共和国 大アビジャン圏都市整備計画策定プロジェクト詳細計画策定調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000009291.html>

(2) 配布資料

- ・ 署名済 R/D
- ・ 本プロジェクトに係る詳細計画策定調査報告書
- ・ モニタリングに関する様式・参考資料 (Monitoring Sheet 及び Project Completion Report)

4. 相手国の便宜供与

(1) カウンターパートの配置

(2) オフィススペースの提供 (電気・水道、インターネットアクセス、机・椅子等の家具を含む。メインのカウンターパートであるMCLUに加え、その他アビジャン自治区、運輸省でも必要に応じてオフィススペースが設置される予定。)

5. 機材の調達

本業務実施に係る機材調達は想定していない。

6. 現地再委託

再委託によって効率化できる業務があればプロポーザルにて提案すること。なお、現地再委託等にあたっては「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン (2017年4月版)」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては現地において適切な監督、指示を行う。

7. 本邦再委託

本業務実施に係る本邦再委託は想定していないが、再委託によって効率的・効果的に実施できる業務があればプロポーザルにて提案すること。

8. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地渡航前に外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAカンボジア事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をJICAに提出する。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以 上